事務事業評価シート

評価年度	24年度

事　業　名 CD	0104010200102	健康相談事業		
細分化した事業名				
事業担当課室 CD	200400	保健課	整理ｺｰﾄﾞ	

〈事務事業の位置づけ〉

第6次長期総合計画での目的体系	大 項 目	誰もが安心して暮らせるまちづくり
	中 項 目	健康な暮らしを守る保健・医療の充実
	小 項 目	健康づくり推進

関連する個別計画等	韮崎市健康増進計画	根拠条例等	健康増進法
関連する事業	健康教育		

〈事務事業の概要〉

事業の目的 （何のためにするのか）	韮崎市健康増進計画に基づき、市民の健康の保持・増進を目的とする。心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。
事業の対象 （誰・何を対象にするか）	心身の健康に関して相談のある者、必要な者又はその家族等
これまでの改善経過	昭和 58 年度から老人保健法施行に伴い健康相談事業として実施。 平成 20 年度からは、老人保健法が廃止され健康増進法に基づき事業を継続している。
事業の手段 （どんなやり方〈手法〉で）	〈実施・運営方法〉　■市　□委託　■補助金　□その他（　　） ・健診結果説明会での個別相談 ・定例健康相談　週２回 ・出前塾等地区別健康相談 ・歯科相談
事業の成果 （どのような状態にしたいのか、どのような効果を得るのか）	市民が心身共に健やかに生活できるため、気軽に相談できる窓口となる。 個別に相談を行い、個々の状態に合わせた指導、助言をおこなうことで、対象者が主体的に健康管理ができるようになる。

〈投入費用及び従事職員の推移〉

		21 年度	22 年度	23 年度
A	事業費　（千円）	1,641	1,395	1,466
財源内訳	国庫支出金			
	県支出金	170	170	170
	市債			
	その他			
	一般財源	1,471	1,225	1,296
B	担当職員数（非常勤｜職員 E）（人）	0.38	0.25	0.28
C	人件費(平均人件費×E)（千円）	2,592	1,679	1,909
D	総事業費(A+C)（千円）	4,233	3,074	3,375

＊参考	H23〉市民1人当りの事業コスト	108　円	H23〉市民1人当りの行政ｻｰﾋﾞｽ費用	570,232　円

注 1〉担当職員数には、1年間に当該事業に携わった職員数（職員と非常勤嘱託職員を区分）を他事業と按分して記載してあります。
注 2〉平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した、21 年度(6,823 千円),22 年度(6,719 千円) ,23 年度(6,819 千円)を使用しています。
注 3〉一般財源とは使途の制限のない財源で、市税（市民税・固定資産税など）、地方交付税（市町村均衡を図るための交付金）などを言います。

〈事業を数字で分析〉この欄では、事業の目指すべき方向を分りやすく示すため、数値指標を設定し実績数値を記入しています

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			21 年度	22 年度	23 年度
活動指標	病態別健康相談 定例健康相談 口腔衛生週間歯科相談	開催回数 開催回数 開催回数	54 95 1	33 93 1	53 96 1
成果指標	病態別健康相談 定例健康相談 口腔衛生週間歯科相談者数	相談者数 相談者数 相談者数	1,272 211 254	585 202 261	1227 103 302
効率指標	参加者 1 人あたりのコスト	総事業費/相談者数 （3，３７５千円/1，６３２人）	2,４３６円	2,９３３円	2,０６８円

〈事業を自己評価〉

妥当性 （事業の手段･活動は妥当ですか）	□ A 妥当である　■ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない 健診結果報告会（病態別）での相談に来所できない場合は定例相談にて相談を行う等できるだけ多くの対象者に個別対応できるようにしている。口腔衛生週間歯科相談は歯科医師会はじめ関係機関と共に行っており市民にも定着している。
成　果 （意図した成果が上がっていますか）	□ A 上がっている　■ B ほぼ上がっている　□ C 上がっていない 個別に相談する対象者が増えることで、多くの人に自分に合った健康管理を主体的に行う動機づけができ、生活習慣病の予防、改善につながる。
効率性 （コストを見て効率的ですか）	□ A 効率的である　■ B ほぼ効率的である　□ C 効率的でない 生活状況などをくわしく聴きながら、改善方法を共に考え相談を行っておりコスト的には効率的である。
総合評価	□ A 期待以上に達成　■ B 期待どおりに達成　□ C 期待以下の達成
今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する）　■ 継続（現行どおりに推進する） □ 改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要）　□ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） □ 廃止（廃止の検討が必要）

改善・改革案

改善・改革の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか）

(1) 中長期的	(2)25 年度	(3)24 年度
生活習慣病予防のみでなく、医療受診者においても悪化しないよう、個々のニーズに寄り添って、支援していく。	事業継続。	9 月と 12 月に 1 回づつ、平日来所できない対象者が来所できるよう、日曜相談日を設ける。

23 年度の改善計画

出来るだけ多くの対象者と個別相談できるように周知した。

23 年度の改善結果

健康相談者数が増加した。

市民〈地域〉や民間、他官庁との役割分担（市民との協働の視点などから考えられること）

関係団体や地区公民館等と連携していく。

課長所見	特定保健指導に該当しない要指導者（生活改善者等）が、より多く指導を受けられるための、更なる改善策を検討する。